

平成 26 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 U S E N
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 田 村 公 正
(JASDAQ・コード番号: 4842)
問 合 せ 先 取締役副社長執行役員 CFO 馬 淵 将 平
電 話 番 号 (03-6823-7015)

現行シングルローンの総額借換え、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分、旧優先株式の取得及び消却、定款の一部変更（単元株式数の変更を含む。）、
第三者割当による新優先株式の発行、取締役の異動のお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 3 日開催の取締役会において、新たなシンジケートローンの組成（平成 26 年 3 月 12 日契約締結予定）による現行シンジケートローンの総額借換え等のリファイナンスを実施するために、概要以下の事項を行うことにつき決議致しましたのでお知らせいたします。

- ① 平成 19 年 11 月 28 日付けで締結した、平成 27 年 11 月 30 日を返済期限とする現行のシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約に基づくローン（以下「現行シンジケートローン」といいます。）について、新たに、株式会社みずほ銀行およびドイツ銀行東京支店をリードアレンジャーとする金融機関との間で金銭消費貸借契約書その他の関連契約（以下「本シンジケートローン関連契約」といいます。）を締結し（平成 26 年 3 月 12 日締結予定）、本シンジケートローン関連契約に従い総額 280 億円のシンジケートローン（以下「新シンジケートローン」といいます。）を調達することによって総額借換えを行うこと

② 当社の資本金の額 62,616,392,780 円及び資本準備金の額 41,807,121,242 円をそれぞれ減少させ（併せて以下「本減資等」といいます。）、その他資本剰余金を増加させることで、下記③の旧優先株式取得にあたって会社法上必要となる分配可能額を確保するとともに、増加後のその他資本剰余金の一部をその他利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補すること

③ 発行済みの第 1 種優先株式（以下「旧優先株式」といいます。）の全てを、金銭を対価とする取得条項に基づき取得した上で消却すること（以下「旧優先株式取得」といいます。）。なお、旧優先株式取得は、本減資等の効力が発生し、当該取得にあたって会社法上必要となる分配可能額が確保されていることを条件としております。

④ 旧優先株式取得の効力の発生、すなわち、発行済みの旧優先株式の全てが当社により取得され、消却されていることを条件に、不要になった旧優先株式に係る定款規定を削除するとともに、下記⑤の新優先株式発行を行う前提として、第 2 種優先株式（以下「新優先株式」といいます。）を発行するために必要な定款規定を設けるための定款変更を行うこと（以下「本定款変更 1」といいます。）。

⑤ MC03 号投資事業有限責任組合、MCP メザニン 2 投資事業有限責任組合及びオリックス株式会社を割当予定先として新たに株式引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結し（平成 26 年 3 月 12 日締結予定）、本定款変更 1 の効力が発生することを条件に、本引受契約に従い新優先株式（払込金額の総額 5,000,000,000 円）を発行すること（以下「新優先株式発行」といいます。）。当該新優先株式発行により調達する資金をもとに旧優先株式取得を行うことで、社債型優先株式についてもリファイナンスを行います。

なお、上記①記載の事項の実施は、金融機関との間で本シンジケートローン関連契約が締結されることを条件としており、上記②乃至⑤記載の事項の実施は、割当予定先との間で本引受契約が締結されること及び平成26年3月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、関連する各議案の全てにつき必要な承認が得られることを条件としており、上記④記載の事項の実施については、本臨時株主総会に加えて、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社の普通株式を有す

る株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）における関連する議案の承認が得られることを条件としております。

当社は、上記①乃至⑤記載の事項の実施を通じて、過去の経営再建時に計上した巨額損失による利益剰余金のマイナスを一掃することで資本勘定の整理・正常化を果たすとともに、下記にて記載するとおり、シンジケートローン・社債型優先株式のリファイナンスを従前と同等ないし当社にとって有利であると評価できる条件で行うことにより、安定した長期資金を確保することになります。今後は、一定の有利子負債削減の継続により財務体質の一層の強化を図っていくとともに、当社グループ全体の余剰フリーキャッシュフローを成長投資へ充当していく予定です。当社および当社グループは、財務建て直しおよび事業構造改革を断行してきた経営再建局面から名実共に脱し、既存事業の更なる強化・改善、新たな収益および事業基盤の創出、並びに人財マネージメントおよび組織力強化など徹底的に推進し、堅実に成長軌道への転換を図っていく所存です。

また、上記①乃至⑤に加えて、

- ⑥ 平成 26 年 2 月 3 日開催の取締役会において、当社が平成 25 年 4 月 4 日付「単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせした、当社普通株式の単元株式数を変更する旨の定款変更（以下「本定款変更 2」といいます。）を行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。本定款変更 2 の効力発生は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認を条件としております。
- ⑦ 平成 26 年 2 月 3 日開催の取締役会において、新たに取締役を選任することについて内定いたしましたのでお知らせいたします。当該取締役の選任は、本臨時株主総会における承認を条件として正式に決定されます。

I. シンジケートローンの借換え

1. シンジケートローン実施の目的と期待される効果

新シンジケートローンは、現行シンジケートローンと支払利息の利率の点では条件に変更はないものの、現行シンジケートローンにおいて 2015 年 11 月であった最終返済期限が 2019 年 3 月とされる点、融資期間中の年間融資返済額が減少する見込みである点、コベナンツ（当社の誓約事項）が緩和されている点、投資制限の緩和による戦略的な成長投資枠が確保できる点などにおいて、現行シンジケートローンより当社にとって有利な条件であると評価できるものであります。このように現行シンジケートローンのリファイナンスを当社にとって有利であると評価できる条件で行うことにより、安定した長期資金を確保することにより、今後は、一定の有利子負債削減の継続により財務体質の一層の強化を図っていくとともに、当社グループ全体の余剰フリーキャッシュフローを成長投資へ充当していく予定です。

2. シンジケートローン契約の概要

- (1) 組成総額：28,000,000,000 円（タームローン）
- (2) 契約日：平成 26 年 3 月 12 日（予定）
- (3) 実行日：平成 26 年 3 月 31 日
- (4) 期間：5 年
- (5) アレンジャー：株式会社みずほ銀行、ドイツ銀行東京支店
- (6) エージェント：株式会社みずほ銀行
- (7) シンジケート団：株式会社みずほ銀行他、計 19 金融機関（予定）

II. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

旧優先株式取得にあたって会社法上必要となる分配可能額を確保するとともに、繰越利益剰余金の欠損を填補することで、財務内容の健全化を図り、今後の当社における成長戦略を実現することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を、同法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額をそれぞれ減少し「その他資本剰余金」へ振り替えます。その上で会社法第452条の規定に基づき、「その他資本剰余金」の一部を繰越利益剰余金に振り替え、過年度の繰越利益剰余金の欠損の填補を行います。

本件は「純資産の部」における勘定の振替処理であり、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

2. 資本金の額の減少の要領

次のとおり、平成26年3月28日を効力発生日として、資本金の額の減少を行う予定です。なお、当該資本金の額の減少は、本臨時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、効力が発生するものとします。

(1) 減少すべき資本金の額

平成25年11月30日現在の資本金の額66,116,392,780円を62,616,392,780円減少して3,500,000,000円とします。但し、同時に新優先株式発行により資本金の額が2,500,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は6,000,000,000円となります。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の額の減少額全額を欠損填補する目的でその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

次のとおり、平成26年3月28日を効力発生日として、資本準備金の額の減少を行う予定です。なお、当該資本準備金の額の減少は、本臨時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、効力が発生するものとします。

(1) 減少すべき資本準備金の額

平成25年11月30日現在の資本準備金の額41,807,121,242円を41,807,121,242円減少して零円とします。但し、同時に新優先株式発行により資本準備金の額が2,500,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は2,500,000,000円となります。

(2) 資本準備金の額の減少方法

資本準備金の額の減少額全額を欠損填補する目的でその他資本剰余金に振り替えます。

4. 剰余金の処分の要領

平成26年3月28日を効力発生日として、会社法第452条の規定に基づき、上記2及び3で振り替えた後のその他資本剰余金のうち、上記2及び3の減少額の全額を優先して繰越利益剰余金に振り替え、111,290,076,266円を欠損填補いたします。なお、当該剰余金の処分は、本臨時株主総会において必要な承認が得られること及び本減資等が原案通り承認可決され、その効力が生じることを条件として、効力が発生するものとします。

5. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 平成26年2月3日

(2) 債権者異議申述公告	平成 26 年 2 月 4 日 (予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	平成 26 年 3 月 4 日 (予定)
(4) 株主総会決議日	平成 26 年 3 月 28 日 (予定)
(5) 減資等の効力発生日	平成 26 年 3 月 28 日 (予定)

III. 旧優先株式の取得及び消却

1. 取得の理由

当社のリファイナンスの一環として、社債型優先株式についても既存の旧優先株式に代えて、新たに新優先株式を発行することとすべく、発行済みの全ての旧優先株式について、金銭を対価とする取得条項に基づき取得し、取得した旧優先株式全てを消却するものです。

2. 取得及び消却の内容

- ①取得及び消却する株式の種類：株式会社 U S E N 第 1 種優先株式
- ②取得及び消却する株式の総数：780 株
- ③取得価額：5,584,747,740 円（1 株当たり 7,159,933 円）

上記の取得価額は、1 株につき 5,000,000 円に、累積未払配当金及び経過優先配当金相当額（5,000,000 円に 8.5% を乗じた額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（1 円未満切上げ））を加算した額です。

- ④取得及び消却予定日：平成 26 年 3 月 28 日

但し、本減資等が原案通り承認可決され、その効力が生じることを条件といたします。

- ⑤取得の相手方、株式数及び金額

相手方	取得株式数（株）	取得金額（円）
株式会社光通信	500	3,579,966,500
株式会社エイチ・アイ・エス	60	429,595,980
株式会社廣済堂	60	429,595,980
トップパン・フォームズ株式会社	60	429,595,980
船井電機株式会社	40	286,397,320
株式会社エイエヌオフセット	20	143,198,660
オースミ電機株式会社	20	143,198,660
株式会社ジェイトップ	10	71,599,330
有限会社ノア	10	71,599,330
合計	780	5,584,747,740

IV. 本定款変更 1

1. 定款変更の目的

- (1) 本減資等が原案通り承認可決され、その効力が生じることを条件として、旧優先株式取得の効力が発生し、取得された旧優先株式は全て消却されます。かかる場合には、定款における既存の旧優先株式に関する定めが不要となるため、既存の旧優先株式に関する定めを定款から削除することを目的とするものです。

- (2) 新優先株式発行の前提として、発行可能株式総数を変更したうえで、新優先株式の発行可能種類株式総数に関する規定を創設するものです。
併せて、新優先株式の内容に関する規定を創設するとともに、その他の文言の修正及び追加を実施するものです。

2. 定款変更の内容

本定款変更1の内容は別紙1のとおりです。

3. 定款変更の日程

(1) 取締役会決議日	平成26年2月3日
(2) 本臨時株主総会及び本種類株主総会決議日	平成26年3月28日(予定)
(3) 本定款変更1の効力発生日	平成26年3月28日(予定)

V. 新優先株式の発行

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成26年3月28日	
(2) 発行新株式数	50株	
(3) 発行価額	1株につき100,000,000円	
(4) 払込金額の総額	5,000,000,000円	
(5) 資本組入額	1株につき50,000,000円	
(6) 資本組入額の総額	2,500,000,000円	
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下の割当先に対して、それぞれ以下の株式数を割り当てます。 MC03号投資事業有限責任組合 25株 MCPメザニン2投資事業有限責任組合 15株 オリックス株式会社 10株	
(8) その他	新優先株式の内容の詳細は別紙2(第2種優先株式発行要項)をご覧下さい。 概要是以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・新優先株式は剰余金の配当及び残余財産の分配に関する優先株式であり、株主総会における議決権は付されておりません。 ・優先配当金に係る優先配当率(年率)は5.0%です。優先配当金の支払は、普通株主及び普通株式の登録質権者への配当に優先し、ある事業年度において支払われない場合は翌事業年度以降に累積するものの(累積型)、当該優先配当金を超えて配当は行われません(非参加型)。 ・新優先株式の株主は、平成26年3月28日以降、原則として、新優先株式1株当たり、払込金額相当額に利率8.0%の年率複利換算で計算された利息相当額を加算した金額から、支払済みの優先配当金の額を控除した金額を対価として取得を請求することができます。もっとも、当社は、割当先との間で、当社が本引受契約に定める義務に違反する等の一定の事由が生じない限り、平成31年9月30日が経過するまで当該取得請求権を行使しないことを合意する予定です。 	

	<p>・当社は、平成 26 年 3 月 28 日の 2 年後の応当日の翌日以降、上記取得請求権が行使された場合の 1 株当たりの取得価額と同額の金銭を対価として、新優先株式を取得することができます。</p> <p>・新優先株式には、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付与されておりません。</p> <p>なお、新優先株式の発行は、本臨時株主総会において、新優先株式の発行に必要な定款変更 1 に係る議案及び第三者割当による新優先株式の発行に係る議案が承認されること、並びに、本種類株主総会において上記定款変更議案が承認されることを条件としております。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は、財務再建局面から名実共に脱して成長局面に移行するにあたり、①過去の経営再建時に計上した巨額損失による利益剰余金のマイナスを解消することで資本勘定の整理・正常化を果たすこと、並びに、②平成 26 年 3 月 1 日以降には旧優先株式を保有する株主（以下「旧優先株主」といいます。）による、金銭を対価とする旧優先株式の取得請求権の行使が可能になるところ、当該取得請求権の行使により旧優先株式を取得することで自己資本が毀損することを防止することが重要な経営課題となっていました。

このような状況の中、①本減資等及び利益剰余金の処分により繰越利益剰余金の欠損を填補して利益剰余金のマイナスを解消すると共に、②旧優先株主による取得請求権の行使に先立ち、自己資本を毀損することなく当社が旧優先株式を取得するための自己資本増強策かつ旧優先株式の償還資金を確保するための手段として、新優先株式発行を行うこといたしました。

(2) 当該資金調達方法を選択した理由

自己資本の増強策としては第三者割当又は公募等の方法による普通株式の発行があり得ますが、当社は、既存株主の利益に配慮し、当社普通株式の増加による希薄化を回避するために、普通株式の発行を行うことなく、かつ、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない新たな優先株式を、旧優先株式と同等ないし当社にとって有利な条件で発行することを追求して参りました。別紙 2 記載のとおり、新優先株式は、優先配当率、取得条項又は取得請求権の行使に基づく取得価額の計算方法等が旧優先株式と異なっており、旧優先株式と新優先株式のいずれが当社にとって有利・不利かを客観的に判断することは困難であるものの、当社としては新優先株式に係る取得請求権が行使可能となる日として割当先との間で合意する予定の日（なお、当社は、割当先との間で、当社が本引受契約に定める義務に違反する等の一定の事由が生じない限り、平成 31 年 9 月 30 日が経過するまで当該取得請求権を行使しないことを合意する予定です。）が旧優先株式に係る取得請求権が行使可能となる日よりも後倒しとなっていること等も踏まえて、新優先株式発行は旧優先株式と同等ないし当社にとって有利な条件での資金調達であると判断しております。

上記に照らし、新優先株式発行が、既存株主の利益に配慮し、当社普通株式の増加による希薄化を回避するとともに、長期的かつ安定的な財務基盤の構築及びより一層の企業価値の向上に向けた最も有利な調達方法であると判断したことから、当該資金調達方法を選択したものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額	5,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	35,000,000 円

差引手取概算額 4,965,000,000 円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用、アドバイザリー費用、割当先調査費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

新優先株式発行により調達した上記の差引手取概算額 4,965,000,000 円につきましては、旧優先株式取得の対価として、旧優先株式の株主の皆様にお支払いする償還資金 (5,584,747,740 円) の一部に全額充当する予定であります。支出予定時期につきましては、新優先株式発行の払込期日と同日の、平成 26 年 3 月 28 日を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

新優先株式発行により調達した資金を旧優先株式の償還資金に充当することにより、前記 2.(2)記載のとおり、取得請求権が行使可能となる日として割当先との間で合意する予定の日が旧優先株式に係る取得請求権が行使可能となる日よりも後倒しとなっている点等で、旧優先株式と同等ないし当社にとって有利であると評価できる条件での新優先株式による資金調達への切替を実施することとなり、その結果、長期的かつ安定的な財務基盤の構築及びより一層の企業価値の向上が図れるものと考えております、本資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的な内容

新優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていないため、新優先株式発行により普通株式の増加による希薄化は生じません。また、当社は、新優先株式の優先配当率 (5.0%) 及び取得価額の算定方法、新優先株式が非参加型のものであること、新優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト、新優先株式は株主総会における議決権が付されておらず、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であること等、新優先株式の価値に影響を与える諸条件を考慮し、現在の市場金利、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案した上で、割当先と慎重に協議及び交渉を重ねた結果、払込金額の総額を 50 億円 (1 株当たり 1 億円) とすることを含む新優先株式の発行条件を決定しており、新優先株式の発行条件は合理的なものであると判断しております、新優先株式発行における払込金額は割当先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。もっとも、客観的な市場価格のない優先株式の払込みに関する判断であるため、会社法上、特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないと考え、会社法の規定に従い、本臨時株主総会において特別決議 (有利発行決議) による承認を得ることを新優先株式発行の条件としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

新優先株式は、株主総会における議決権がなく、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、新優先株式発行により普通株式の増加による希薄化は生じませんので、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	MCo3 号投資事業有限責任組合
(2) 割 当 予 定 株 数	25 株
(3) 払 込 予 定 金 額	2,500,000,000 円
(4) 所 在 地	東京都中央区京橋二丁目 4 番 12 号
(5) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約による

(6) 組成目的	純粋MBO、バイアウト、M&A、バランスシート再構築などの手法によるメザニン投資		
(7) 組成日	平成23年2月10日		
(8) 出資の総額	出資総額については、投資事業有限責任組合契約第46条の秘密保持義務に関する規定により、無限責任組合員が有限責任組合員に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えさせて頂いております。		
(9) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	無限責任組合員である株式会社メザニンと、有限責任組合員（国内金融機関、年金基金等）から出資されております。なお、出資比率及び有限責任組合員の名称については、投資事業有限責任組合契約第46条の秘密保持義務に関する規定により、無限責任組合員が有限責任組合員に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えさせて頂いております。		
(10) 業務執行組合員の概要	名 称	株式会社メザニン	
	所 在 地	東京都中央区京橋二丁目4番12号	
	代 表 者 の 役職・氏名	代表取締役 笹山 幸嗣	
	事 業 内 容	メザニンファンドの運用等	
	資 本 金	10,000,000円	
(11) 当社との関係等	上場会社と 当該ファンド との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と 当該ファンド及びその出資者（原出資者 を含む。）との間に特筆すべき資本関係・ 人的関係・取引関係はありません。	
	上場会社と業務 執行組合員との 間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と 当該ファンドの業務執行組合員並びに当 該ファンドの関係者及び関係会社との間 には、特筆すべき資本関係・人的関係・ 取引関係はありません。	

※ 当社は、第三者機関である株式会社JPリサーチ＆コンサルティングによる割当先の無限責任組合員に対する面談等の調査により、割当先及び割当先の役員、並びにその出資者及び出資者の役員が反社会的勢力と何らかの関係を有していないことを確認しており、その旨の調査報告書を受領しています。また、割当先から、割当先及び割当先の役員、並びにその出資者及び出資者の役員が、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことについての確認書の提出を受けております。上記の通り、割当先及び割当先の役員、並びにその出資者及び出資者の役員が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(1) 名 称	MCPメザニン2投資事業有限責任組合
(2) 割当予定株数	15株
(3) 払込予定金額	1,500,000,000円
(4) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
(5) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約による
(6) 組成目的	資本構成又はバランスシートの再構築が必要な企業、或いは事業承継問題を抱える企業等に対するメザニン投資
(7) 組成日	平成23年6月20日
(8) 出資の総額	出資総額については、投資事業有限責任組合契約第10.1条

	の秘密保持義務に関する規定により、無限責任組合員が有限責任組合員に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えさせて頂いております。
(9) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	無限責任組合員であるMCPM2株式会社と、有限責任組合員（国内金融機関、年金基金、独立行政法人、適格機関投資家である上場事業会社）から出資されております。なお、出資比率及び有限責任組合員の名称については、投資事業有限責任組合契約第10.1条の秘密保持義務に関する規定により、無限責任組合員が有限責任組合員に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えさせて頂いております。
(10) 業務執行組合員 の概要	名 称 MCPM2株式会社
	所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
	代 表 者 の 役職・氏名 代表取締役 亀井 温裕
	事 業 内 容 メザニンファンドの運用等
	資 本 金 15,005,000円
(11) 当社との関係等	上 場 会 社 と 当 該 フ ア ン ド と の 間 の 関 係 当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンド及びその出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上 場 会 社 と 業 務 執 行 組 合 員 と の 間 の 関 係 当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※ 当社は、第三者機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティングによる割当先の無限責任組合員に対する面談等の調査により、割当先及び割当先の役員、並びにその出資者及び出資者の役員が反社会的勢力と何らかの関係を有していないことを確認しております、その旨の調査報告書を受領しています。また、割当先から、割当先及び割当先の役員、並びにその出資者及び出資者の役員が、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことについての確認書の提出を受けております。上記の通り、割当先及び割当先の役員、並びにその出資者及び出資者の役員が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(1) 名 称	オリックス株式会社
(2) 割 当 予 定 株 数	10株
(3) 払 込 予 定 金 額	1,000,000,000円
(4) 所 在 地	東京都港区浜松町2丁目4番1号
(5) 代表者の役職・氏名	取締役 兼 代表執行役社長・グループCo-CEO 井上 亮
(6) 事 業 内 容	多角の金融サービス業
(7) 資 本 金	214,988百万円（平成25年12月31日時点）
(8) 設 立 年 月 日	昭和39年4月17日

(9) 発行済株式数	1,309,558,181株(平成25年12月31日時点)			
(10) 決算期	4月1日～3月31日			
(11) 従業員数	(連結) 21,380人(平成25年12月31日時点)			
(12) 主要取引先	個人および法人			
(13) 主要取引銀行	-			
(14) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 8.92% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 7.35% ジェーピーモルガンチェースバンク 380055 3.62% (平成25年9月30日時点)			
(15) 当事会社間の関係				
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。			
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。			
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。			
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(16) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結株主資本		1,306,582	1,380,736	1,643,596
連結総資産		8,561,910	8,332,830	8,439,710
1株当たり連結株主資本(円)		1,215.44	1,284.15	1,345.63
連結営業収益		941,006	970,821	1,065,638
連結営業利益		71,627	124,467	150,598
連結税引前当期純利益		89,632	129,756	172,518
連結当期純利益		66,021	83,509	111,909
1株当たり連結当期純利益(円)		61.42	77.68	102.87
1株当たり配当金(円)		8	9	13

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

注) オリックス株式会社は平成25年3月31日最終の株式名簿に記載された株主に対して、平成25年4月1日付で1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり情報については、当該株式分割を考慮し遡及して調整しています。

※ 割当先は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出しているコードレート・ガバナンス報告書における、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、会社をあげて毅然とした姿勢で対決するとの記載を確認しており、割当先が暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、現行シンジケートローンを新シンジケートローンにリファイナンスするため、新シンジケートローンのシンジケート団に参加する予定の金融機関との協議を経て、メザニン債を取り扱っている複数の割当候補先を選定し、前記2.に記載のとおり、既存株主の利益に配慮し、当社普通株式の増加による希薄化を回避するために、普通株式の発行ではなく、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない新たな優先株式の発行を前提に、割当候補先と交渉を進めて参

りました。その結果、割当候補先のうち、優先株式の条件について、取得請求権が行使可能となる日として割当先との間で合意する予定の日が旧優先株式に係る取得請求権が行使可能となる日よりも後倒しなっていること等も踏まえて、旧優先株式と同等ないし当社にとって有利であると評価できる内容で合意に達し、かつ、当社の事業内容、経営方針及び経営状態について十分な理解がある MCo3 号投資事業有限責任組合、MCP メザニン 2 投資事業有限責任組合、及びオリックス株式会社を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社と割当先との間において、新優先株式の継続保有に関する特段の取決めはございません。当社は、割当先から、原則として、新優先株式を中長期的に保有しつつ、本引受契約の定めに従い、金銭対価の取得請求権が行使可能となった場合に、必要に応じて当該取得請求権を行使する旨の意向を伺っております。なお、本引受契約においては、割当先との間で、割当先は当社の事前の承諾（但し、当社はかかる承諾を不合理に拒否しないものとする。）を得た場合等、一定の場合を除き、その保有する新優先株式を第三者に譲渡することができない旨、合意する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、MCo3 号投資事業有限責任組合及び MCP メザニン 2 投資事業有限責任組合より、払込期日までに払込資金の準備が完了できる旨の出資証明書を受領しており、新優先株式発行の払込みに要する財産について問題ないと判断しております。

オリックス株式会社については、同社が関東財務局長へ提出した直近の有価証券報告書及び四半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、新優先株式発行の払込みに要する財産について問題のないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

<普通株式>

募集前(平成 25 年 8 月 31 日現在)	募集後
宇野 康秀 31.09%	
ジーエス・ティー・ホールディングス・ツー合同会社 11.83%	
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口) 5.56%	
光通信 2.93%	
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 2.56%	
日本マスタートラスト信託銀行(信託口) 2.50%	同左
U S E N 従業員持株会 1.43%	
ケービーエルヨーロピアンプライベートバンカーズオーディナリーアカウント 107501 1.15%	
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ 0.86%	
ビーエヌワイエムクライアントアカウントエムピーシーエスジャパン	
ゴールドマンサックスインターナショナル 0.45%	

<旧優先株式>

募集前(平成 25 年 8 月 31 日現在)	募集後
株式会社光通信	64.10%
株式会社エイチ・アイ・エス	7.69%
株式会社廣済堂	7.69%
トッパン・フォームズ株式会社	7.69%
船井電機株式会社	5.13%
株式会社エイエヌオフセット	2.56%
オースミ電機株式会社	2.56%
株式会社ジェイトップ	1.28%
有限会社ノア	1.28%

該当なし

※ 旧優先株式は、新優先株式の払込期日（平成 26 年 3 月 28 日）に自己株式として取得し、速やかに消却する予定です。

<新優先株式>

募集前	募集後
該当なし	MCo3 号投資事業有限責任組合 50%
	MCP メザニン 2 投資事業有限責任組合 30%
	オリックス株式会社 20%

8. 今後の見通し

業績への影響はありませんが、新優先株式発行及び旧優先株式の償還により、長期的かつ安定的な財務基盤の構築及びより一層の企業価値の向上が図れるものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

新優先株式発行は、①希薄化率がゼロであること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

	平成 23 年 8 月期	平成 24 年 8 月期	平成 25 年 8 月期
連結売上高(百万円)	74,515	68,053	68,178
連結営業利益(百万円)	7,601	9,181	8,666
連結経常利益(百万円)	6,153	8,203	7,264
連結当期純利益(百万円)	2,263	3,421	4,834
1 株当たり連結当期純利益(円)	9.36	15.00	21.85
1 株当たり配当金(円)	—	—	—
1 株当たり連結純資産(円)	2.99	17.65	40.01

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 26 年 2 月 2 日現在)

種類	株式数	発行済普通株式数に対する比率
普通株式	207,148,891 株	100.0%
第 1 種優先株式	780 株	-% (注 1)
潜在株式数	1,027,922 株	0.0% (注 2)

- (注1) 第1種優先株式は、議決権を有しないため、発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。
また、発行済第1種優先株式については、その全てを取得の上消却することを想定しております。
- (注2) 潜在株式数は、平成20年8月28日臨時株主総会決議による新株予約権(その1)及び平成20年8月28日臨時株主総会決議による新株予約権(その2)が行使された場合に発行される株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年8月期
始値	54円	56円	66円
高値	76円	99円	247円
安値	35円	46円	65円
終値	55円	65円	181円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	155円	156円	179円	154円	165円	179円
高値	166円	247円	183円	203円	187円	235円
安値	126円	155円	142円	151円	158円	177円
終値	157円	185円	151円	166円	181円	230円

③ 取締役会決議日前日における株価

	平成26年1月31日
始値	372円
高値	373円
安値	342円
終値	355円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

VI. 本定款変更2

1. 定款変更の目的

既に平成25年4月4日付「単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨を鑑み、普通株式の単元株式数を10株から100株に変更するものです。当社は、平成25年10月31日付「単元株式数の変更および定款の一部変更の定時株主総会への付議見送りに関するお知らせ」にて、単元株式数の変更に係る定款の一部変更案を平成25年11月28日に開催された当社の第49期定時株主総会に付議することを見送る旨お知らせいたしましたが、本臨時株主総会及び本種類株主総会に単元株式数の変更に係る定款の一部変更案を付議するものです。

2. 定款変更の内容

本定款変更2の内容は別紙3のとおりです。

3. 定款変更の日程

(1) 取締役会決議日	平成26年2月3日
(2) 本臨時株主総会及び本種類株主総会決議日	平成26年3月28日(予定)
(3) 本定款変更2の効力発生日	平成26年4月1日(予定)

VII. 取締役の異動

1. 異動の理由

経営体制強化のため

2. 新任取締役

氏名	異動	現職
宇野 康秀	新任 取締役	当社グループ会長

※本議案が承認可決された場合、同氏は取締役会長に就任する予定です。

3. 新任取締役の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の種類及び 数
宇野 康秀 (昭和38年8月12日生)	昭和63年4月 個人会社「ユーズ」設立 平成元年6月 個人会社「ユーズ・マーケティング」設立 平成10年7月 当社代表取締役社長 平成11年4月 ユーズ音楽出版株式会社(現ユーズ・ミュージック)設立 代表取締役 平成11年6月 ユーズ音楽出版株式会社(現ユーズ・ミュージック)取締役(現任) 平成12年7月 個人会社「ユーズ・マーケティング」設立 代表取締役社長 平成22年11月 当社グループ会長(現任) 平成22年12月 個人会社「U-NEXT」代表取締役社長(現任)	普通株式 64,400,502株

4. 新任取締役の就任予定日

平成26年3月28日

別紙1

定款変更案1

(下線__は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章第1条～第2章第5条 (条文省略)	第1章第1条～第2章第5条 (現行どおり)
第2章 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>542,505,988株</u> とし、発行可能種類株式 総数は、普通株式542,495,988株、 <u>第1 種優先株式10,000株</u> とする。	第2章 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>542,496,038</u> 株とし、発行可能種類株式総数は、普通株式 542,495,988株、 <u>第2種優先株式50株</u> とする。
第7条 (条文省略) (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、 <u>10 株とし、第1種優先株式の単元株式数は 1株</u> とする。	第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、 <u>10株</u> とす る。 2. 当会社の第2種優先株式の単元株式数は <u>1株</u> とする。
第9条～第11条 (条文省略) 第2章の2 優先株式 第11条の2～第11条の10 (条文省略) (新 設)	第9条～第11条 (現行どおり) 第2章の2 優先株式 (削 除) (剩余金の配当) 第11条の2 当会社は、剩余金の配当を行うときは、当該 剩余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿 に記載又は記録された第2種優先株式を有す る株主(以下、「優先株主」という。)又は 第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「優 先登録株式質権者」という。)に対し、普通 株式を有する株主(以下、「普通株主」とい う。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「 普通登録株式質権者」という。)に先立ち、 法令の定める範囲内において、 <u>第2種優先株 式1株につき、第(1)号に定める額</u> (以下、「 優先配当金」という。)の剩余金の配当を行 う。ただし、当該剩余金の配当に係る基準 日が属する事業年度と同一の事業年度に属す る日を基準日として、当会社が当該剩余金の 配当に先立ち優先株主又は優先登録株式質権 者に対して剩余金の配当(第(2)号に定め る累積未払配当金に係る剩余金の配当を除 く。)を行ったときは、かかる剩余金の配当の 合計額を控除した額の剩余金の配当を行

う。また、当該剰余金の配当に係る基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当会社が第2種優先株式を取得した場合には、当該第2種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しないものとする。

(1) 優先配当金の額

各事業年度毎に、当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当金の額は、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株あたりの払込金額に5.0%を乗じて算出した額（1円未満を四捨五入する。）とする。ただし、2014年8月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする優先配当金の額は、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株あたりの払込金額に5.0%を乗じて算出した額に、2014年3月28日（同日を含む。）から2014年8月31日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（1円未満を四捨五入する。）とする。

(2) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払配当金に係る剰余金の配当を除く。）の額の合計額が当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、当会社は、累積した不足額（以下、「累積未払配当金」という。）についての剰余金の配当を、優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、法令の定める範囲内において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う。

(3) 非参加条項

当会社は、優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金及び累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

（新 設）

（残余財産の分配）

第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株あたり、優先株式取得価額（第11条の7第（1）号に定める。以下同じ。）に相当する額の残余財産の分配を行う。なお、残余財産の分配の場合は、優先株式取得価額の計算における「取得請求権を行使した日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、優先株式取得価額を計算する。

2. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるほか残余財産の分配を行わ

(新 設)

ない。(議決権)第11条の4 優先株主は、全ての事項について、株主総会において議決権を有しない。

(新 設)

(種類株主総会の決議事項)第11条の5 当会社が、以下の各号に掲げる行為をする場合においては、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

- (1) 株式又は新株予約権の有利発行を行う場合
- (2) 会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合
- (3) 会社法第467条第1項第1号及び第2号に規定する事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は重要な資産の譲渡を行う場合において、優先株主に損害を及ぼすおそれがあるとき

(新 設)

(株式の併合又は分割、募集株式の割当等)第11条の6 当会社は、第2種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当会社は、優先株主には募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

(新 設)

(金銭を対価とする取得請求権)第11条の7 優先株主は、2014年3月28日以降いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、第2種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、「取得請求権」という。）、この場合、当会社は、かかる第2種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対して第（1）号に定める額の金銭を交付する。ただし、会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて優先株主から取得請求権の行使があった場合、当会社が取得すべき第2種優先株式は当該取得請求権の行使に係る第2種優先株式の数に応じて比例按分の方法により決定する。

- (1) 第2種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額（以下、「優先株式取得価額」という。）は、次の算式に従って算出される額とする。

優先株式 = 基本取得価額（第（2）号に
取得価額 定める。）－控除価額（第（3）
号に定める。）

(2) 基本取得価額

第（1）号における「基本取得価額」とは、次
の算式に従って算出される額とする。

$$\text{基本取得価額} = \frac{\text{第2種優先株式1株あたりの払込金額} \times 1.08^{p+(p'/365)} \times 1.145^{q+(q'/365)}}{1}$$

当初期間に属する日の日数（両端）を「p年とp'日」とする。また、取得遅滞期間に属する日の日数（両端）を「q年とq'日」とする。

「当初期間」とは、払込期日（同日を含む。）から当初期間終了日又は取得請求権行使した日のいずれか早く到来する日（同日を含む。）までの期間をいう。

「当初期間終了日」とは、取得請求権行使した日よりも前の日において、優先株主が取得請求権行使する旨の意思表示を行ったにもかかわらず、当該取得請求権行使の意思表示の日における発行会社の会社法第461条第2項所定の分配可能額の不足により、当該取得請求権の行使が無効となり、第2種優先株式が取得されなかつた場合における当該取得請求権行使の意思表示が行われた日のうち最初の日をいう。

「取得遅滞期間」とは、当初期間終了日が存在する場合における、当初期間終了日の翌日（同日を含む。）から取得請求権行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。

(3) 控除価額

第（1）号における「控除価額」とは、次の算式に従って算出される額とする。

$$\text{控除価額} = \frac{\text{1株あたりの支払済優先配当金} \times 1.08^{x+(x'/365)} \times 1.145^{y+(y'/365)}}{1}$$

支払後当初期間に属する日の日数（両端）を「x年とx'日」とする。また、支払後取得遅滞期間に属する日の日数（両端）を「y年とy'日」とする。

「支払済優先配当金」とは、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払われた優先配当金（累積未払配当金を含む。）をいう。

「支払後当初期間」とは、優先配当金（累積未払配当金を含む。）が支払われた日（以下、「支払日」という。）（同日を含む。）から取得請求権行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。ただし、当初期間終了日が存在する場合において、支払日が当初期間終了日より前であるときは、支払日（同日を含む。）から当初期間終了日（同日を含む。）までの期間をいい、支払日が当初期間終了日以後であるときは、支払後当初期間は存在しないものとする。

「支払後取得遅滞期間」とは、当初期間終了日が存在する場合における、当初期間終了日又は支払日のいずれか遅い日の翌日（同日を含む。）から取得請求権行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。

なお、優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済優先配当金のそれぞれにつき上記計算式により計算された値を合計したものを控除価額とする。

(新 設)

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の8 当会社は、2014年3月28日の2年後の応当日の翌日以降いつでも、当会社が別に定める日（以下、「取得日」という。）の到来をもつて、法令の定める範囲内において、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、第2種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、優先株主又は優先登録株式質権者に対して第（1）号に定める額の金銭を交付する。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

(1) 第2種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額
第2種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額は、第11条の7第（1）号に定める優先株式取得価額と同額とする。ただし、「取得請求権行使した日」を「取得日」と読み替えて、優先株式取得価額を計算する。

第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)

第3章 株主総会
第12条～第17条 (現行どおり)

(新 設)

(種類株主総会)

第17条の2 第13条の定めは、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。

2. 第14条、第15条及び第17条の定めは、種類株主総会についてこれを準用する。

3. 第16条第1項の定めは、会社法第324条第1項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。

4. 第16条第2項の定めは、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章第18条～第6章第37条
(条文省略)

第4章第18条～第6章第37条
(現行どおり)

別紙2

第2種優先株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社 USEN 第2種優先株式（以下、「新優先株式」という。）
2. 募集株式の数
50株
3. 募集株式の払込金額
1株につき1億円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 25億円（1株につき、5,000万円）
資本準備金 25億円（1株につき、5,000万円）
5. 払込金額の総額
50億円
6. 申込期日
2014年3月28日
7. 払込期日
2014年3月28日
8. 発行方法

第三者割当の方法により、新優先株式を次に記載のとおり割り当てる。

割当予定先	割当株数
MCo3号投資事業有限責任組合	25株
MCPメザニン2投資事業有限責任組合	15株
オリックス株式会社	10株

9. 譲渡制限
当社の新優先株式を譲渡により取得することについては、当社の承認を要しない。
(なお、本引受契約においては、割当先との間で、割当先は当社の事前の承諾（但し、当社はかかる承諾を不合理に拒否しないものとする。）を得た場合等、一定の場合を除き、その保有する新優先株式を第三者に譲渡することができない旨、合意する予定です。)
10. 剰余金の配当
当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された新優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）又は新優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、新優先株式1株につき、下記(1)に定める額（以下、「優先配当金」という。）の剰余金の配当を行う。但し、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ち優先株主又は優先登録株式質権者に対して剰余金の配当（下記(2)に定める累積未払配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。また、当該剰余金の配当に係る基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が新優先株式を取得した場合には、当該新優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しないものとする。

(1) 優先配当金の額

各事業年度毎に、当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当金の額は、新優先株式1株につき、新優先株式1株当たりの払込金額に5.0%を乗じて算出した額（1円未満を四捨五入する。）とする。但し、2014年8月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする優先配当金の額は、新優先株式1株につき、新優先株式1株当たりの払込金額に5.0%を乗じて算出した額に、2014年3月28日（同日を含む。）から2014年8月31日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して

算出した額（1円未満を四捨五入する。）とする。

(2) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当（以下に定める累積未払配当金に係る剰余金の配当を除く。）の額の合計額が当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、当社は、累積した不足額（以下、「累積未払配当金」という。）についての剰余金の配当を、優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、法令の定める範囲内において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う。

(3) 非参加条項

当社は、優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金及び累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

11. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、新優先株式1株当たり、優先株式取得価額（下記15.(1)に定める。以下同じ。）に相当する額の残余財産の分配を行う。なお、残余財産の分配の場合は、優先株式取得価額の計算における「取得請求権を行使した日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、優先株式取得価額を計算する。

(2) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記(1)に定めるほか残余財産の分配を行わない。

12. 議決権

優先株主は、全ての事項について、株主総会において議決権を有しない。

13. 種類株主総会の決議事項

当社が、下記(1)から(3)に掲げる行為をする場合においては、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

(1) 株式又は新株予約権の有利発行を行う場合

(2) 会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合

(3) 会社法第467条第1項第1号及び第2号に規定する事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は重要な資産の譲渡を行う場合において、優先株主に損害を及ぼすことがあるとき

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当等

当社は、新優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、優先株主には募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与える、また、株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

15. 金銭を対価とする取得請求権

優先株主は、2014年3月28日以降いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、金銭の交付と引換えに、新優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、「取得請求権」という。）、この場合、当社は、新優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対して下記(1)に定める額の金銭を交付する。但し、会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて優先株主から取得請求権の行使があった場合、当社が取得すべき新優先株式は当該取得請求権の行使に係る新優先株式の数に応じて比例按分の方法により決定する。

（なお、当社は、割当先との間で、当社が本引受契約に定める義務に違反する等の一定の事由が生じない限り、平成31年9月30日が経過するまで当該取得請求権を行使しないことを合意する予定です。）

(1) 新優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額

新優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額（以下、「優先株式取得価額」という。）は、次の算式に従って算出される額とする。

優先株式取得価額 = 基本取得価額（下記(2)に定める。） - 控除価額（下記(3)に定める。）

(2) 基本取得価額

上記(1)における「基本取得価額」とは、次の算式に従って算出される額とする。

$$\text{基本取得価額} = \text{新優先株式 1 株当たりの払込金額} \times 1.08^{p+(p'/365)} \times 1.145^{q+(q'/365)}$$

当初期間に属する日の日数（両端）を「p 年と p' 日」とする。また、取得遅滞期間に属する日の日数（両端）を「q 年と q' 日」とする。

「当初期間」とは、払込期日（同日を含む。）から当初期間終了日又は取得請求権行使した日のいずれか早く到来する日（同日を含む。）までの期間をいう。

「当初期間終了日」とは、取得請求権行使した日よりも前の日において、優先株主が取得請求権行使する旨の意思表示を行ったにも拘わらず、当該取得請求権行使の意思表示の日における発行会社の会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額の不足により、当該取得請求権の行使が無効となり、新優先株式が取得されなかった場合における当該取得請求権行使の意思表示が行われた日のうち最初の日をいう。

「取得遅滞期間」とは、当初期間終了日が存在する場合における、当初期間終了日の翌日（同日を含む。）から取得請求権行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。

(3) 控除価額

上記(1)における「控除価額」とは、次の算式に従って算出される額とする。

$$\text{控除価額} = 1 \text{ 株当たりの支払済優先配当金} \times 1.08^{x+(x'/365)} \times 1.145^{y+(y'/365)}$$

支払後当初期間に属する日の日数（両端）を「x 年と x' 日」とする。また、支払後取得遅滞期間に属する日の日数（両端）を「y 年と y' 日」とする。

「支払済優先配当金」とは、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払われた優先配当金（累積未払配当金を含む。）をいう。

「支払後当初期間」とは、優先配当金（累積未払配当金を含む。）が支払われた日（以下、「支払日」という。）（同日を含む。）から取得請求権行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。但し、当初期間終了日が存在する場合において、支払日が当初期間終了日より前であるときは、支払日（同日を含む。）から当初期間終了日（同日を含む。）までの期間をいい、支払日が当初期間終了日以後であるときは、支払後当初期間は存在しないものとする。

「支払後取得遅滞期間」とは、当初期間終了日が存在する場合における、当初期間終了日又は支払日のいずれか遅い日の翌日（同日を含む。）から取得請求権行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。

なお、優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済優先配当金のそれぞれにつき上記計算式により計算された値を合計したものを控除価額とする。

16. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2014 年 3 月 28 日の 2 年後の応当日の翌日以降いつでも、当社が別に定める日（以下、「取得日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、新優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、新優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、優先株主又は優先登録株式質権者に対して下記(1)に定める額の金銭を交付する。なお、新優先株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

(1) 新優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき金銭の額

新優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき金銭の額は、上記 15. (1) に定める優先株式取得価額と同額とする。但し、「取得請求権を行使した日」を「取得日」と読み替えて、優先株式取得価額を計算する。

別紙3

定款変更案2

(下線__は変更部分を示します。)

本定款変更1による変更後の定款	変更案
第1章第1条～第2章第7条 (条文省略)	第1章第1条～第2章第7条 (現行どおり)
第2章 (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、 <u>10</u> 株とする。 2. 当会社の第2種優先株式の単元株式数は1株とする。	第2章 (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 2. 当会社の第2種優先株式の単元株式数は1株とする。
第2章9条～第6章第37条 (条文省略) (新 設)	第2章9条～第6章第37条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第8条第1項の変更は、平成26年4月1日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日の翌日をもってこれを削除する。</u>

以上